# オフセット・クレジット売買契約書

売却者 鳥取県中部森林組合 代表理事組合長 小川克彦（以下「甲」という。）と買受者 馬野建設株式会社 代表取締役社長 馬野慎一郎（以下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（以下「J-クレジット」という。）の甲乙間の売買に関し、次の条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）
第１条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（定義）
第２条　本契約に別段の定めのない限り、本契約において用いられる用語の意義については、別記「定義集」に定めるとおりとする。

（目的）
第３条　乙は、甲の森林整備活動及び地球温暖化防止に資するため、自社の排出する二酸化炭素を削減する事を目的に、甲のプロジェクトから発行されたJ-クレジットを購入するものとする。

（J-クレジットの売買）
第４条　甲は、J-クレジットを、次に定める売買数量及び売買代金により乙へ売り渡し、乙はこれを買い受けるものとする。
（１）販売数量：　１０　ｔ-CO2
（２）販売金額：　金　１１０，０００　円
（うち消費税及び地方消費税の額　１０，０００　円）

（J-クレジットの移転処理）
第５条　甲は、J-クレジット登録簿の操作により、契約日より1ヶ月以内に第４条に規定する売買数量のJ-クレジットを甲の保有口座から乙の指定する保有口座へ移転するものとする。

（代金支払）
第６条　甲は、乙に請求書を提出し、乙は第４条に規定する売買代金を支払うものとする。

（秘密の保持）
第７条　甲及び乙は、本契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
２　前項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても効果を有する。

（契約解除）
第８条　甲又は乙は、相手方が本契約に定める義務を履行しないときは、催告することなく本契約を解除することができる。

（損害賠償）
第９条　甲又は乙は、本契約に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

（契約の費用）
第１０条　本契約に要する費用は、甲の負担とする。

（契約保証金）
第１１条　本契約に係る保証金は免除する。

（疑義の決定）
第１２条　本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（合意管轄裁判所）
第１３条　本契約に係る訴えについては、倉吉市を管轄する裁判所をもって合意管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、両者記名のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和 5 年 3 月 20 日

甲　住所　鳥取県倉吉市大原１０３４番地１
　　氏名　鳥取県中部森林組合
　　代表理事組合長
　　小川克彦

乙　住所　鳥取県東伯郡琴浦町赤碕１８４０－１
　　氏名　馬野建設株式会社
　　代表取締役社長
　　馬野慎一郎